

平成28年熊本地震 被災地で活動するNPO・ボランティア団体を応援する

「ボラサポ・九州」へのご支援をお願いいたします

財務大臣による指定寄付金として法人税の全額損金算入が認められます

◆「ボラサポ・九州」に引き続きご支援をお願いいたします

平成28年熊本地震において被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

熊本地震で被災された方がたへの支援・救援活動を行うNPO・ボランティアグループなどの活動に役立てていただく中央共同募金会の支援金「ボラサポ・九州」(正式名称：赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」・九州)に、引き続き皆さまのご支援をお願いいたします。

「ボラサポ・九州」は、被災地での緊急的な支援から、今後、被災された方々の生活やコミュニティを再建していく取り組みなど、復興に向けての長期間にわたる活動を応援してまいります。

◆「ボラサポ・九州」助成応募受付は5月下旬に開始予定

「ボラサポ・九州」の初回助成応募受付は5月下旬に開始する予定です。本会ホームページに掲載する応募要項をご覧ください。(ホームページ <http://www.akaihane.or.jp>)

◆「ボラサポ・九州」が指定寄付金になりました

「ボラサポ・九州」は、平成28年5月13日付で財務大臣が指定する指定寄付金になりました。

<告示(平成28年5月13日付官報(号外)掲載)>

財務省告示第百五十八号

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十八年五月十三日から平成二十九年三月三十一日までの間に支出された寄附金について適用する。平成二十八年五月十三日 財務大臣 麻生太郎

社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が平成二十八年熊本地震による災害の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金の全額

平成28年5月13日以降の「ボラサポ・九州」へのご寄付による優遇税制措置は次のとおりです。

- 個人からのご寄付
所得税(所得控除または税額控除のいずれか有利な方を選ぶことができます)
- 法人からのご寄付
法人税の全額損金算入

税制優遇を受けるには、個人の場合、本会発行の領収書を確定申告書に貼付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。また法人の場合は、本会発行の領収書を保存する必要があります。

「ボラサポ・九州」ご寄付に対する領収書の発行については、本会ホームページでご確認ください。

●お問い合わせ先：社会福祉法人中央共同募金会 企画広報部

TEL：03-3581-3846 (FAX：03-3581-5755)

メール：kikaku@c.akaihane.or.jp

ホームページ：<http://www.akaihane.or.jp>